病児保育送迎対応（代行送迎）に関する説明書

代行送迎とは

普段の保育園、幼稚園、こども園（以下、園）に預けてお子さんが急に発病して園で預かれなくなった時、保護者の依頼によって当病児保育施設に連絡いただきます（園からの連絡には一切応じません）。空き部屋があり、預かることができると判断した場合、代行送迎は当院の看護師もしくは保育士がタクシーに乗って、園まで病気のお子さんを迎えに行くサービスです。

* 内科疾患（発熱、咳、嘔吐下痢など）が対象です。打撲、創傷など外科的疾患は対象外です。
* 到着して保育の前に診察します。そこで重症と判断した場合、高次病院（ろうさいや日赤など）に紹介することがあります。そのときは速やかに保護者が迎えに来て高次病院に連れて行ってください。
* 代行送迎したお子さんが緊急を要すると判断した場合、こちらから保護者の許可を得ずに高次病院に搬送することがあります。そのときは、保護者は速やかに高次病院に向かってください。
* お問い合わせいただいた段階で空き部屋がないときはお断りすることがあります。
* 代行送迎を依頼するのは必ず保護者であり、園からの迎えの依頼には一切応じられません。また、代行送迎により当病児保育を利用することになった場合、あらかじめ保護者から病児保育室（TEL: 070-1364-7907）に必ず連絡をお願いします。その際に、当院から園に迎えに行く看護師または保育士の名前をお伝えしますので、園の方へ伝えていただきます。これは園が安心してお子さんを代行送迎に預けるためです。
* 当病児保育を利用したことのないお子さんをいきなり代行送迎で預かる場合、いろいろなことを確認するのでご了解ください。ただし利用が初めてでも事前登録をしていただいていればスムーズです。
* 保育料金として、通常の病児保育料金に上乗せして代行送迎に発生したタクシー料金の一部を負担していただきます（タクシー料金の半分かつ上限1000円）。
* タクシーに乗車時には、知らない大人の人と同乗するため、子供は興奮したり、泣きじゃくったり、暴れたりする可能性が考えられます。保護者としてそのこともご理解ください。もしタクシー内で暴れて怪我などをした場合、こちらで必要な治療を行います
* お子さんを預かったあとは、当病児保育規約に従っていただきます。